



第5章 施策体系と事業メニュー

1 施策体系

本計画の目指すべき将来像と基本目標達成に向けて、以下に掲げる施策を推進します。

将来像	分野	基本目標	施策
自転車がつなぐ安全、安心、快適な都市・あだちの持続可能なまちづくりを目指して	都市環境	【基本目標1】 快適に自転車が利用できる都市環境の整備	施策① 自転車走行環境の整備
			施策② 自転車駐車場の整備等
			施策③ 放置自転車対策の推進
	安全・安心	【基本目標2】 誰もが安全・安心に自転車を利用する意識の醸成	施策④ 交通安全教育の推進
			施策⑤ 交通安全指導取締り
			施策⑥ 自転車事故に対する備え
			施策⑦ 自転車盗難対策の推進
			施策⑧ 交通安全に関する広報・啓発の推進
	自転車利活用	【基本目標3】 多様な自転車活用の推進による地域活性化	施策⑨ 日常的な自転車利用の促進
			施策⑩ シェアサイクルの活用推進
			施策⑪ 自転車を活用した周遊観光等の推進



2 事業メニュー

各施策に位置付ける事業を下記に示します。各事業内容については次ページ以降に記載します。

施策		事業	
施策①	自転車走行環境の整備	1 自転車走行空間ネットワーク構築【重・拡】 2 自転車ナビマークの整備【継】	P22 P23
施策②	自転車駐車場の整備等	3 区営自転車駐車場の整備・改修【重・継】 4 民営自転車駐車場の整備促進【継】	P24 P25
施策③	放置自転車対策の推進	5 総合自転車対策業務※の推進【重・拡】 6 放置対策における運営方法の改善【拡】	P26 P27
施策④	交通安全教育の推進	7 学校等における交通安全教室【重・新・継】 8 多世代への交通安全教育【重・拡】	P28 P29
施策⑤	交通安全指導取締り	9 自転車利用者への警告指導の実施【継】	P30 P31
施策⑥	自転車事故に対する備え	10 自転車保険加入促進【継】 11 自転車ヘルメット着用促進【継】	P32 P33
施策⑦	自転車盗難対策の推進	12 盗難防止に向けた啓発事業【新】	P34
施策⑧	交通安全に関する広報・啓発の推進	13 自転車マナーアップキャンペーン【新】 14 広報啓発事業の充実【継】	P35
施策⑨	日常的な自転車利用の促進	15 自転車利用に関する情報発信の推進【新】	P36
施策⑩	シェアサイクルの活用推進	16 シェアサイクル事業の推進【拡】	P37
施策⑪	自転車を活用した周遊観光等の推進	17 イベント等での自転車活用促進【重・新】	P38

※自転車駐車場の管理、街頭指導、移送所の管理を一括して実施する業務

重：重点事業
拡：拡大事業
継：継続事業
新：新規事業



(1) 都市環境

基本目標1 快適に自転車が利用できる都市環境の整備							
施策①	自転車走行環境の整備					【重点事業】	
事業 No. 1	自転車走行空間ネットワークの構築					新規	拡充 継続
事業主体	区：道路整備課・東西道路公園維持課・交通対策課						
事業概要	1 自転車走行空間ネットワーク計画に基づく、自転車走行空間の計画的な整備（自転車道、自転車専用通行帯、車道混在など適切な整備手法の選択） 2 令和10年までにモデル路線（環七北通り）の整備（整備前後の効果検証実施） 3 区施工の都市計画道路や道路改修に合わせた整備の推進 4 令和10年度末にネットワーク路線全体の約10%を整備予定						
R15 目標	モデル路線（環七北通り等）の整備延長 16.2 km 都市計画道路等の先行整備区間延長 9.7 km						
前期実施計画	年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
	モデル路線（環七北通り）	0.95 km	設計	整備 1.8 km	整備 1.8 km	整備 1.8 km	整備 1.8 km
	先行整備区間※	—	整備 1.0 km	整備 1.0 km	整備 0.9 km	整備 1.8 km	整備 0.9 km
実施イメージ・事例等	※ 足立区道路維持補修計画（令和4年2月時点）より。他の区間においても整備が進められるよう関係部署と調整を進める。 1 自転車走行空間ネットワークの構築 自転車ネットワーク計画に基づき、国道や都道、周辺自治体の整備状況も考慮しつつ自転車走行空間を計画的に整備 整備区間及び整備手法は、別冊自転車ネットワーク計画編 P21 以降参照    自転車道 自転車専用通行帯 車道混在（ナビマーク・ナビライン）						
関連する施策・事業	第11次足立区交通安全計画（P20・P32） ① 自転車走行環境の整備 ② 自転車通行を阻害する駐車車両の指導取締りの強化 第三次足立区環境基本計画改定版（P35） ① 自転車ナビマークの整備やシェアサイクルの普及促進による自転車利用の環境整備						
関連する主なSDGs（ターゲットNo.）	 3 すべての人に健康と福祉を (3.6)  11 住み続けられるまちづくりを (11.3)  12 つくる責任 つかう責任 (12.7)  13 気候変動に具体的な対策を (13.2)						



基本目標1 快適に自転車が利用できる都市環境の整備							
施策①	自転車走行環境の整備						
事業 No. 2	自転車ナビマークの整備						新規 拡充 継続
事業主体	区：道路整備課・東西道路公園維持課・交通対策課						
事業概要	1 主要5駅（西新井、竹ノ塚、綾瀬、六町、北千住）周辺及びエリアデザイン地区の概ね半径500mを対象とした自転車ナビマークの整備 2 経年劣化によりナビマークが薄くなった箇所の適切な補修						
R15 目標	主要5駅、エリアデザイン地区周辺整備完了						
前期実施計画	年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
	整備 エリア	延長約 58,124m ※1	北綾瀬駅 周辺	五反野駅 周辺	補修・ 要望箇所	補修・ 要望箇所	六町駅 周辺※2
実施イメージ ・ 事例等	※1 西新井、竹ノ塚、綾瀬、北千住、梅島、江北駅周辺は整備済 ※2 六町地区区画整理事業はR9完了見込み 1 自転車ナビマークの整備 自転車ネットワーク計画を補完する区道の自転車走行環境の整備を推進する。自転車動線を考慮し自転車ナビマークの設置及び維持管理を行う。 青色カラー舗装上に設置したイメージ  アスファルト舗装上に設置したイメージ  《自転車ナビマーク》 						
関連する 施策・事業	第11次足立区交通安全計画（P19・P20） ① 生活道路における交通事故防止対策の推進 ② 自転車走行環境の整備 第三次足立区環境基本計画改定版（P35） ① 自転車ナビマークの整備やシェアサイクルの普及促進による自転車利用の環境整備						
関連する主な SDGs (ターゲットNo.)	 3 すべての人に健康と福祉を (3.6)  11 住み続けられるまちづくりを (11.3)  12 つくる責任 つかう責任 (12.7)						



基本目標1 快適に自転車を利用できる都市環境の整備							
施策②	自転車駐車場の整備等					【重点事業】	
事業No. 3	区営自転車駐車場の整備・改修					新規	拡充 継続
事業主体	区：交通対策課						
事業概要	1 老朽化した区営自転車駐車場の建物や駐輪場機器等の計画的な改修（改築含む）による適正な保全 2 大型自転車等への対応や障がい者等への免除対応など運営面も考慮した整備の推進 3 再生可能エネルギーの活用などによる二酸化炭素排出削減等、環境面に配慮をした区営自転車駐車場施設の整備 4 まちづくりの動きに合わせた駅周辺駐輪施設の将来の配置計画に向けた検討						
R15 目標	区営自転車駐車場の保全計画に基づく改修・改築実施 駐輪場機器（精算機等）を計画的に改修実施						
前期実施計画	年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
	大規模改修	設計 北千住南	改修 北千住南	設計 竹の塚南	改修 竹の塚南	設計 北千住北	改修 北千住北
	駐輪機器改修	—	改修 2箇所	改修 2箇所	改修 2箇所	改修 2箇所	改修 2箇所
実施イメージ・事例等	 大規模改修が必要な施設  精算機やゲートの更新 1 大規模改修 今後、令和10年度までに3箇所の駐輪場の大規模改修を行い、その他の駐輪場についてもおよそ20年周期で大規模改修を実施する。改修に際しては、自転車駐車場における再生可能エネルギーの活用事例を調査し、太陽光パネル等の開発状況も考慮し、脱炭素化に貢献する施設整備を進める。 2 精算機器等の設備 予防保全型の維持管理に向けて改修計画を定め計画的に改修を行うとともに、大型自転車の駐輪やキャッシュレス化への対応など利用者の利便性向上を図る。						
関連する施策・事業	第11 次足立区交通安全計画（P22） ① 駐車、駐輪施設の整備及び拡充 第三次足立区環境基本計画改定版（P37） ① 区施設における太陽エネルギー利用機器の率先導入						
関連する主なSDGs（ターゲットNo.）	 11 住み続けられるまちづくりを (11.3)  12 つくる責任 つかう責任 (12.7)  13 気候変動に具体的な対策を (13.2)						



基本目標1 快適に自転車が利用できる都市環境の整備							
施策②	自転車駐車場の整備等						
事業 No. 4	民営自転車駐車場の整備促進				新規	拡充	継続
事業主体	区：交通対策課						
事業概要	1 民営自転車等駐車場補助金交付制度を活用した、駐輪施設が不足する地域への駐輪施設の増設 2 増設の際、立地条件等を考慮し2時間無料制度や定期利用等が可能な施設となるよう事業者と協議 3 民間事業者が十分に活用できるよう民営自転車駐車場補助金交付制度における補助基準額の見直し						
R15 目標	民営自転車駐車場整備を促進し、駐輪需要に十分対応できている。						
前期実施計画	年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
	補助 箇所数	累計(R4) 109 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
実施イメージ ・ 事例等	 民営自転車駐車場補助整備例  利用案内板 1 民営自転車駐車場補助金交付制度 制度を活用し、多くの自転車駐車場が整備され、放置自転車の減少に大きく貢献してきた。今後も本補助制度を継続し民間駐輪場の整備を進めるとともに、補助基準額（※）の見直しを行うことで、駐輪施設が不足する地域へのさらなる誘致促進を目指す 誘致促進地区：日舎ライナー沿線地区、北綾瀬周辺地区他 （※）補助基準額（現状） 自転車(1台あたり)：平置式 40,000 円 立体式 70,000 円 原付 (1台あたり)：平置式 60,000 円 立体式 100,000 円						
関連する 施策・事業	第11 次足立区交通安全計画（P22） ① 駐車、駐輪施設の整備及び拡充						
関連する主な SDGs (ターゲットNo.)	 11 住み続けられるまちづくりを (11.3)  12 つくる責任 つかう責任 (12.7)  17 パートナシップで 目標を達成しよう (17.17)						



基本目標 1 快適に自転車が利用できる都市環境の整備							
施策③	放置自転車対策の推進					【重点事業】	
事業 No. 5	総合自転車対策業務の実施					新規	拡充 継続
事業主体	区：交通対策課						
事業概要	1 自転車駐車場の管理、街頭指導、移送所の管理を一括して実施する「総合自転車対策業務」を推進し、各施設間の連携強化と自転車放置率や撤去後のトラブル等の減少を目指す 2 管理業務の効果的な人員配置やDX化の推進による、さらなる効率的な運営と経費削減						
R15 目標	前期の検討結果に基づき、新たな区割りでの実施 2 3 区最少の自転車放置率(0.5%)の維持						
前期実施計画	年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
	地区数	①（竹ノ塚・西新井地区） ②（五反野・北千住地区）		R7 に自転車駐車場管理運営業務をプロポーザルから競争入札に変更 上記実施状況等を評価し、R10 からの新区割りに向けたプロポーザルを R9 に実施			総合委託 新区割り 実施
	放置率	0.4%	放置率 0.5%以下を維持				放置率 0.5%以下
実施イメージ・事例等	 街頭指導の状況  駐輪場の管理  自転車が集積された移送所 自転車駐車場管理運営 総合自転車対策業務 街頭指導 移送所管理 放置率 0.5%以下を維持						
	1 令和 7 年度の自転車駐車場管理運営業務（単独業務委託） プロポーザルによる選定から競争入札に変更される。街頭指導・移送所管理業務は引き続き競争入札にて委託業者を決定する。また、総合自転車対策業務についても受託期間内（3 年間）における作業の効率化や経費削減効果等も評価し選定することを予定しており、その実績を踏まえ後期以降の総合自転車対策業務委託のあり方について決定する。						
関連する施策・事業	第 11 次足立区交通安全計画（P33） ① 放置自転車等防止対策の啓発・規制等の強化						
関連する主なSDGs （ターゲットNo.）	8 働きがいも経済成長も  (8. 5)	11 住み続けられるまちづくりを  (11. 3)	17 パートナリシップで目標を達成しよう  (17. 14)				



基本目標1 快適に自転車が利用できる都市環境の整備							
施策③	放置自転車対策の推進						
事業 No. 6	放置対策における運営方法の改善					新規	拡充 継続
事業主体	区：交通対策課						
事業概要	1 自転車駐車場の利用実態や駐輪施設の需給バランス等を考慮した区営自転車駐車場の適正な配置と料金設定の見直し 2 全区営自転車駐車場における、交通系 IC カードの利用を可能に 3 高齢者や障がい者、大型自転車利用者など全ての駐輪場利用者の利便性向上						
R15 目標	区営自転車駐車場の料金設定の見直し 全自転車駐車場で IC カード等での支払いを可能とする						
前期実施計画	年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
	料金設定等検討	—	検討	→	見直し	条例改正	新料金
	IC カード対応	未整備 17 か所	整備 1 か所	整備 5 か所	整備 5 か所	整備 6 か所	整備終了
実施イメージ・事例等	 平置き駐輪場  IC カード対応 発券機 1 区営自転車駐輪場利用料金の見直し 駅までの距離等の立地条件や屋根の有無等の利用条件等を考慮し、民間駐輪場と共存可能な料金設定について検討を進める。ただし、物価高騰等の社会情勢を踏まえ、区独自のサービスである免除制度や無料引取制度なども考慮し検討する。 2 交通系 IC カードの利用を可能に 管理棟が設置され有人管理されている区営自転車駐車場では、一時利用の料金を直接管理人に支払っており、現金管理が発生し管理業務の負担にもなっている。交通系 IC カードで精算可能な機種を導入することで管理業務の効率化を図る。						
関連する施策・事業	第11次足立区交通安全計画（P33） ① 放置自転車等防止対策の啓発・規制等の強化						
関連する主なSDGs（ターゲットNo.）	 8 働きがいも経済成長も (8. 5)  11 住み続けられるまちづくりを (11. 3)  16 平和と公正をすべての人に (16. 6)  17 パートナリシップで目標を達成しよう (17. 14)						



(2) 安全・安心

基本目標2 誰もが安全・安心に自転車を利用する意識の醸成							
施策④	交通安全教育の推進					【重点事業】	
事業 No. 7	学校等における交通安全教室					新規	拡充 継続
事業主体	区：交通対策課・教育指導課・四警察署						
事業概要	1 小学校全学年への交通安全指導員による授業・3年生への「自転車安全運転免許証発行事業」・中学、高校のスタントマンを活用した体験型交通安全教室の継続実施 2 令和5年度から、新規に朝顔を活動のシンボルとした「あさがお交通安全プロジェクト(※)」を開始 (1) 令和5年度は綾瀬小学校ほか推進校(全5校)で先行実施 (2) 令和6年度から全小学校、令和7年度から全中学校で実施予定 3 児童・生徒がタブレット端末で交通安全の動画視聴等を用いて学ぶ学校ICTの活用推進						
R15 目標	全3年生の自転車安全運転免許証取得(区立小学校全校実施) 全中学・高校でのスタントマン教室の体験(区立全中学・都立全高校)						
前期実施計画	年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
	自転車免許(全小3年)	67校	67校	67校	67校	67校	67校
	スタントマン(中・高)	13校	13校	15校	14校	14校	15校
	あさがお交通安全	—	67校(小)	102校(小中)	102校(小中)	102校(小中)	102校(小中)
実施イメージ・事例等	   1 自転車安全運転免許証発行事業等の実施 (1) 小学3年生へ免許証発行 (2) 死角体験や参加した保護者への啓発の実施 (3) 警察署においても新1・2年生に対し、スタンプカードを使用するワンポイント交通安全教室を実施 2 体験型交通安全教室の実施 (1) 中学、高校でスタントマンを活用した体験型交通安全教室を3年間で全校実施 (2) 高校生に対して啓発を充実させ交通ルールを守らせる取組みを強化 3 ※あさがお交通安全プロジェクト (1) 令和6年度から5月2日を学校の「足立区版交通安全の日」として制定し、学校ごとに動画視聴による交通安全指導や交通安全の呼びかけ、挨拶運動等を実施						
関連する施策・事業	第11次足立区交通安全計画(P24) ① 学校等における交通安全教育						
関連する主なSDGs(ターゲットNo.)	   (3.6) (4.1) (17.14)						



基本目標2 誰もが安全・安心に自転車を利用する意識の醸成							
施策④	交通安全教育の推進					【重点事業】	
事業 No. 8	多世代への交通安全教育					新規	拡充 継続
事業主体	区：交通対策課・四警察署						
事業概要	1 住区センターでの高齢者や子育てサロンにおける子育て世代への交通安全講話などの継続実施 2 各種イベント等において、自転車シミュレータ体験を実施するなど、自転車利用に関する啓発活動を継続実施 3 公園や学校等を活用した地域における一般区民向けの交通安全教室の実施						
R15 目標	住区センター（子育てサロン含）での交通安全啓発活動継続実施 一般区民向けの自転車安全教室を継続開催						
前期実施計画	年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
	住区センター（高齢者）	50 施設 1,500 人	50 施設 1,500 人	50 施設 1,500 人	50 施設 1,500 人	50 施設 1,500 人	50 施設 1,500 人
	子サロ（保護者）	65 施設 400 人	65 施設 400 人	65 施設 400 人	65 施設 400 人	65 施設 400 人	65 施設 400 人
	一般向け安全教室	—	1 回 試行	2 回	2 回	2 回	2 回
実施イメージ・事例等	 子育てサロンでの交通安全教室  自転車シミュレータ 1 各種イベントでの自転車に関する啓発活動 引き続き、警察署と連携し住区センターや子育てサロン利用者に対し、自転車の安全利用について啓発を行う。あわせて自転車シミュレータ体験などを通じ自転車利用ルールの理解を深めていく。 一般区民が参加できる交通安全教室等（イベント時や地域住民向けに公園等での実施を想定）を開催し、スタントマンを活用した体験型交通安全教室や自転車シミュレータ体験などを行い、多世代に対する交通安全啓発を進める。平成6年度は一般区民向けの教室を試行し、その後地域間の偏在が無いように各地域での実施を進めていく。						
関連する施策・事業	第11次足立区交通安全計画（P27） ① 交通安全啓発事業						
関連する主なSDGs（ターゲットNo.）	 3 すべての人に健康と福祉を (3. 6)  4 質の高い教育をみんなに (4. 5)  17 パートナシップで目標を達成しよう (17. 14)						



基本目標2 誰もが安全・安心に自転車を利用する意識の醸成							
施策⑤	交通安全指導取締り						
事業 No. 9	自転車利用者への警告指導の実施					新規	拡充 継続
事業主体	四警察署						
事業概要	1 駅周辺等の交通頻繁な地区における、軽微な違反者に対する指導警告及び悪質性、危険性の高い違反者に対する積極的な指導・警告・交通切符等による取り締まりの実施 2 平成27年6月1日に施行された改正道路交通法に基づく自転車運転者への罰則等の厳格化（3年以内に取締り又は交通事故を2回以上繰り返した場合、自転車運転者講習の受講が義務付けられ、受講しなかった場合は5万円以下の罰金が科される）						
R15 目標	交通安全指導取締り継続実施						
前期実施計画	年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
	自転車取締	実施	→	→	→	→	継続実施
実施イメージ・事例等	1 自転車利用者への警告指導 信号無視等の違反や危険性の高い違反に対し取締りを実施している。また、取締りに至らない軽微な違反に対しても、「自転車警告カード」及び「自転車安全マナーカード」を交付するなど指導取締りを実施する。 ブレーキのないピストと呼ばれる競技用自転車やB MXなどの公道走行は違反の対象であるとともに、今後は、特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード）の普及に伴い、基準を満たさない車両の使用や交通ルールを守らない利用者も各地で発生しており、指導取締りと交通ルールの徹底が必要です。   						
関連する施策・事業	第11 次足立区交通安全計画（P35・P36） ① 自転車利用者対策の推進 ② 整備不良車両の取締り						
関連する主なSDGs（ターゲットNo.）	 3 すべての人に健康と福祉を (3. 6)  16 平和と公正をすべての人に (16. 6)  17 パートナリシップで目標を達成しよう (17. 14)						



基本目標2 誰もが安全・安心に自転車を利用する意識の醸成

施策⑥	自転車事故に対する備え						
事業 No. 10	自転車保険加入促進				新規	拡充	継続
事業主体	区：交通対策課						
事業概要	1 令和2年1月から「足立区自転車の安全利用に関する条例」が施行され、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化 2 区は「区民交通傷害保険」を開始し、区民の損害賠償責任に関する各種保険制度への加入を促進 3 区民の保険加入に向けた啓発及びPRの推進						
R15 目標	「区民交通傷害保険」加入者数 18,000 人 区民の自転車損害賠償責任保険等の加入率90％ (区営自転車駐車場利用者調査)						
前記実施計画	年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
	区民交通傷害保険加入者数	11,687 (R4)	12,000 (累計)	12,500 (累計)	13,000 (累計)	13,500 (累計)	14,000 (累計)
	自転車保険加入率(※)	78% (R3)	—	81%	—	83%	—
実施イメージ・事例等	足立区の『区民交通傷害保険』 へのご加入をおすすめします。 申込期間 令和4年2月1日から3月31日まで 申込場所 ゆうちょ銀行・郵便局・金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協） 申込資格 令和4年4月1日時点で、足立区に住所のある方および在勤・在学者 重要なお知らせ 『東京都自転車条例』が改正され、令和2年4月1日より自転車利用者は、自転車事故に備えた保険への加入が義務化されました。 ※区民交通傷害保険は、区民の損害賠償責任に関する保険です。 足立区民の交通事故実態 足立区内では、令和2年1年間に1,677名の方が交通事故によっておケガをされています。 足立区民の交通事故実態 足立区内では、令和2年1年間に1,677名の方が交通事故によっておケガをされています。 自転車を利用する場合は「自転車賠償責任プラン」がセットで入るコース（XJ・AJ・BJ・CJコース）への加入をおすすめします。 自転車賠償責任プランは、XJ・AJ・BJ・CJの4つのコースから、ご自身の状況に合わせてお選びいただけます。 このご案内は概要です。詳細につきましては、お問い合わせ先までご確認ください。 お問い合わせ先 足立区 交通対策課 推進係 TEL 03-3880-5912 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 お問い合わせ先 損害保険ジャパン株式会社 東京分館開発部営業開発課 TEL 03-3349-9666 〒160-8338 新橋区西新橋1-26-1 ※隔年調査予定 1 自転車保険の加入促進 区民交通傷害保険をはじめとし、自転車保険加入に向けた広報・啓発活動をイベントやキャンペーン等の機会を捉え、積極的に展開する。 2 自転車保険加入実態調査 保険の加入状況を把握するため区営自転車駐車場利用者を対象とした調査を隔年で実施する。						
	関連する施策・事業	第11次足立区交通安全計画（P41・P48） ① 自転車の点検・整備の啓発 ② 自転車保険の加入義務化					
関連する主なSDGs (ターゲットNo.)	3 すべての人に健康と福祉を  (3. 6) 11 住み続けられるまちづくりを  (11. 3)						



基本目標2 誰もが安全・安心に自転車を利用する意識の醸成							
施策⑥	自転車事故に対する備え						
事業 No. 11	自転車ヘルメット着用促進					新規	拡充 継続
事業主体	区：交通対策課						
事業概要	1 令和5年4月の改正道路交通法施行により、全世代に対する自転車乗用時ヘルメット着用が努力義務化 2 区は令和5年3月10日から自転車ヘルメット購入補助制度を開始し、区民のヘルメット購入促進を図る 3 自転車ヘルメット着用に向けた促進キャンペーンの区内大型商業施設やイベント等における実施						
R15 目標	ヘルメット着用率20%（都内着用率：警察庁公表） ヘルメット購入補助件数40,000件（R8.3で終了）						
前記実施計画	年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
	ヘルメット着用率	10.5（※）	11	12	13	14	15
	ヘルメット購入補助	15,000（累計）	30,000（累計）	40,000（累計）	—	—	—
実施イメージ・事例等	※ 令和5（2023）年9月警察庁公表資料 1 自転車用ヘルメット購入補助制度 令和5年3月10日から取扱店舗8店でスタートし、開始22日間で2,690個分の利用があり、現時点では取扱店舗数が65店、利用個数は約1万個と順調に推移している。令和8年3月までの期限付きの制度ではあるが、区内自転車保有者の約1割の方への補助を目標に事業を進める。 2 ヘルメット着用のための啓発活動 大型商業施設内において、自転車ヘルメット着用推進キャンペーンを警視庁主催で開催するとともに、イベント時にヘルメットを実際に着用してもらうなど、自転車利用時の着用に向けて啓発活動を進める。 						
関連する施策・事業	第11次足立区交通安全計画（P29） ① 各種キャンペーン						
関連する主なSDGs（ターゲットNo.）	 3 すべての人に健康と福祉を (3.6)  11 住み続けられるまちづくりを (11.3)						



基本目標2 誰もが安全・安心に自転車を利用する意識の醸成							
施策⑦	自転車盗難対策の推進						
事業 No. 12	盗難防止に向けた啓発事業					新規	拡充 継続
事業主体	区：危機管理課 四警察署						
事業概要	1 足立区内の自転車盗難被害は若年層が約半数を占めており、若者の自転車盗難被害を減らす対策として、令和5年11月から区内の全都立高校を対象とし、ファーストフード店と連携した「自転車カギかけありがとうキャンペーン」を開始 2 自転車盗難に対する防犯物品の補助事業を新たに展開するなど、啓発活動強化と合わせて事業を推進						
R15 目標	自転車盗防止に向けた対策の継続実施						
前期実施計画	年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
	啓発補助事業等	キャンペーン補助事業	実施	→	→	→	実施
実施イメージ・事例等	1 自転車カギかけありがとうキャンペーン 令和5年11月から12月にかけて、自転車盗難の被害が多発する16～18歳への対策として、若年層の利用が多い日本マクドナルド(株)、他2社と協定を締結し、区内都立9校に通う高校生対象のキャンペーンを実施した。今回の実施結果を踏まえ、今後の実施方針について検討する。 【内容】 (1) 校内駐輪場へのキャンペーン内容の掲示 (2) 区職員による自転車鍵かけ確認 (3) 施錠者への感謝の声かけと区内17店舗で利用できるマクドナルドのクーポン券付き感謝カードを配布 (4) マクドナルド店員からの鍵かけ感謝の声かけの協力 2 防犯物品の補助事業 令和5年11月から自転車盗対策も含めた防犯対策物品の購入費補助制度がスタートした。 上記に示したような対策を講じることで、刑法犯認知件数を減少させ、自転車盗のない安全・安心なまちを目指す。  自転車盗対策補助メニュー(全8種) 						
関連する施策・事業	ビューティフルウィンドウズ運動						
関連する主なSDGs (ターゲットNo.)	 11 住み続けられるまちづくりを (11.3)  17 パートナリープで目標を達成しよう (17.14)						



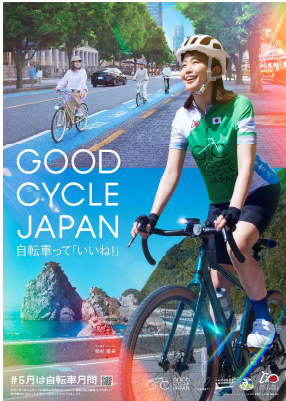
基本目標2 誰もが安全・安心に自転車を利用する意識の醸成							
施策⑧	交通安全に関する広報・啓発の推進						
事業 No. 13	自転車マナーアップキャンペーン					新規	拡充 継続
事業主体	区：交通対策課・四警察署						
事業概要	1 自転車利用者のルール・マナーの徹底を図るため、自転車ナビマーク等の自転車走行環境整備実施済みの路線において、道路上で職員がプラカード等を掲示し、車道左側通行やナビマークの周知啓発を行う。						
R15 目標	キャンペーン実施（年12回）						
前期実施計画	年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
	実施回数	2回	3回	6回	6回	6回	6回
実施イメージ・事例等	 参考イメージ： 自転車安全利用 TOKYO キャンペーン 〔自転車安全利用街頭啓発隊〕（東京都） 1 車道左側通行やナビマークの周知啓発の実施 令和6年1月に世論調査において、自転車利用マナーが悪いが70%を超えた西新井地区等において試行する。 歩行者・自転車の安全な通行を確保しつつ、職員が啓発パネル等を掲示し、直接自転車利用者や歩行者に訴えかける。 2 SNS等での交通安全に関する情報発信の実施 令和6年度以降は、自転車安全利用TOKYOキャンペーン（5月）や秋の全国交通安全運動期間（9月）など、交通安全に関する各種キャンペーン期間と実施時期を合わせ、SNS等での情報発信も含めて事業を行う。						
関連する施策・事業	第11次足立区交通安全計画（P29） ① 各種キャンペーン						
関連する主なSDGs（ターゲットNo.）	 11 住み続けられるまちづくりを (11.3)  17 パートナシップで目標を達成しよう (17.14)						

35



(3) 自転車利活用

基本目標3 多様な自転車活用の推進による地域活性化

施策⑨	日常的な自転車利用の促進								
事業 No. 15	自転車利用に関する情報発信の推進						新規	拡充	継続
事業主体	区：交通対策課								
事業概要	1 自転車利活用に関する情報発信を積極的に行い、日常的な自転車利用を促進する。 (1) 自転車利用時に活用できる駐輪場やシェアサイクルなどの利便性向上につながる情報 (2) 自転車走行空間、自転車保険、ヘルメット着用などの安全利用に関する情報 (3) 環境面や健康づくりの効果なども含めた多種多様な情報								
R15 目標	各種月間及び庁内イベント等と連携した情報発信ができています。								
前記実施計画	年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10		
	情報発信	実施	実施	実施	実施	実施	実施		
実施イメージ・事例等	1 自転車利用に関する情報発信 自転車の特性に合わせた情報発信を、機会を逃さずに実施する。また、庁内関係課のイベントとの連携を進め、自転車利用を推進する。								
	月 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3  6月 環境月間   9月 健康増進普及月間								
関連する施策・事業	第 11 次足立区交通安全計画（P28） ① 広報活動の充実								
関連する主なSDGs （ターゲットNo.）	3 すべての人に健康と福祉を  (3. 6)	11 住み続けられるまちづくりを  (11. 3)	12 つくる責任 つかう責任  (12. 8)	17 パートナーシップで目標を達成しよう  (17. 17)					



基本目標3 多様な自転車活用の推進による地域活性化							
施策⑩	シェアサイクルの活用推進						
事業 No. 16	シェアサイクル事業の推進						新規 拡充 継続
事業主体	区：交通対策課 シェアサイクル事業者						
事業概要	1 令和2年度から実証実験として開始したシェアサイクル事業を、令和6年度から本格実施に移行 2 実証実験の結果を踏まえ、公共施設等を活用した適正なポート配置について再検討 3 同業他社の参入も考慮し、事業者との連携の在り方を検討するとともに、さらなる活用を促進						
R15 目標	区内300ポート設置						
前記実施計画	年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10
	ポート数	140 (R4)	210	220	230	240	250
実施イメージ ・ 事例等	 区内シェアサイクルスポット  自転車シェアリング広域利用等推進事業 3社が同一箇所にポートを設置 都環境局 HP						
	1 シェアサイクル事業 東京都内のシェアサイクル事業は、3社の寡占状態となっている。区内ではハローサイクリングが事業を進めているが、区外ではドコモバイクシェアやL u u p も利用エリアを拡大しており、将来的には3社が共存する状況になることが想定される。 2 電動キックボード等のシェアリング また、電動キックボードをはじめとした電動マイクロモビリティのシェアリングも既に他都市では進んでいる。こうした、新たなモビリティの利用に対しては、十分な安全措置や啓発を行う必要がある。						
関連する 施策・事業	第11次足立区交通安全計画（P20） ① 自転車シェアリング利用者への普及啓発 第三次足立区環境基本計画改定版（P35） ① 自転車ナビマークの整備やシェアサイクルの普及促進による自転車利用の環境整備						
関連する主な SDGs (ターゲットNo.)	 3 すべての人に健康と福祉を (3. 6)	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう (9. 1)	 11 住み続けられるまちづくりを (11. 3)	 12 つくる責任 つかう責任 (12. 8)	 13 気候変動に具体的な対策を (13. 1)	 17 パートナリシップで目標を達成しよう (17. 17)	



基本目標3 多様な自転車活用の推進による地域活性化								
施策⑪	自転車を活用した周遊観光等の推進					【重点事業】		
事業 No. 17	イベント等での自転車活用促進					新規	拡充 継続	
事業主体	区：交通対策課 足立区観光交流協会							
事業概要	1 区内外に対し自転車が区内の移動手段として優れている点を周知 2 区内観光スポットへの移動手段として自転車の活用を推奨し、各観光資源をつなぐツールとしての利活用を促進 3 観光交流協会主催イベント開催時等に自転車やシェアサイクルの活用を推奨し、区内外からの来場者増につなげ地域活性化を図る							
R15 目標	区内イベントや観光の際の移動手段として自転車やシェアサイクルが活用されている。							
前記実施計画	年度	現況値	R6	R7	R8	R9	R10	
	実施予定	—	イベント開催に合わせた自転車利活用に関する情報発信 自転車で巡る観光スポットや観光コースの周知					
実施イメージ・事例等	1 イベント時のシェアサイクル活用の推奨 観光交流協会とタイアップし、街歩きや区内を広範囲で周遊するイベントを実施する際には、周遊マップにシェアサイクルポートを示すなど、移動手段として推奨する。 また、駅から離れた大鷲神社や桑袋ビオトープ公園、生物園、都市農業公園等の観光スポットなどへも、マップの作製とあわせ移動手段として、自転車やシェアサイクルの活用を周知していく。  【参考事例】 区政90周年で実施した周遊謎解きイベントでは、複数の参加者がシェアサイクルを利用したとコメントしていた。 周遊イベント実施の際に、有効な移動手段となることが分かった。							
関連する事業	第11次足立区交通安全計画（P20） ① 自転車シェアリング利用者への普及啓発 足立区地域経済活性化基本計画（P50・P51） ① 観光資源を磨く・繋ぐ ② 来街者を呼び込む情報発信							
関連する主なSDGs（ターゲットNo.）	 8 働きがいも経済成長も (8.9)	 11 住み続けられるまちづくりを (11.1)	 12 つくる責任 つかう責任 (12.8)	 17 パートナリーシップで目標を達成しよう (17.17)				